

別表十二（十七）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第14号（定義）に規定する発電事業を営むものが令和5年改正法附則第43条第1項（原子力発電施設解体準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和5年改正前

の措置法第57条の4第3項から第6項まで（原子力発電施設解体準備金）又は令和5年改正法附則第43条第2項から第5項までの規定の適用を受ける場合に記載します。